

第4回吉田キャンパス科学のつどいが11月1日、教育学部第3会議室で開かれ、教育学部准教授松原幸恵さんが「積極的平和主義って何ですか?」と題して講演を行いました。山口大学関係者九条の会との共催で、連休に帰郷の卒業生を含め、30余席の会場は満員となりました。

松原さんは、まず「積極的平和主義」には二通りの英訳があることを紹介しました。海外メディア等は直訳した active pacifism という言葉で最近の我が国での議論を紹介しているが、一方、安倍首相が夏に訪米したときは proactive contributor to peace と発言している。前者の pacifism という言葉は「戦争反対や暴力否定、良心的徴兵忌避あるいは反戦論」を意味するが、後者を直訳すれば「平和のために予防的な貢献をする国」という、全く異なる意味になり、「積極的平和主義」という麗句に隠された安倍首相の本音が現れている。

次に、「平和」とは何かをまず明確にしなければならないと松原さんは続けました。狭義では物理的暴力を伴った戦争がない状態で、「消極的平和」というべきもの。もう一つ(広義)はガルトゥングが1969年に使った、抑圧や貧困、差別等の構造的暴力から解放され、本来の人権が保障された状態で、これこそが平和学で使われている「積極的平和」である。このように平和と人権を一体的に捉える観点から、第三世代の権利の一つである「平和への権利」や「平和的生存権」が唱えられている。

日本国憲法には「平和と人権」に関する諸規定があるが、憲法前文は「恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利」という表現でまさに平和的生存権を明記している。この考えは1941年のルーズベルトとチャーチルの共同宣言(大西洋憲章)の中の、「全ての人類が恐怖と欠乏から解放されてその生命を全うすることを保障するような平和」という表現に示されている。近年では1978年のオスロ会議の最終文書で「平和への権利は基本的人権のひとつ」とうたわれている。さらに同年および1984年の国連総会決議でもみてとれる。

日本国憲法において平和を論ずるときは、この前文と、13条の「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」と組み合わせて9条を読み解かねばならない。9条1項の放棄している戦争は自衛戦争を含めた一切の戦争なのか、侵略戦争に限定するのかなどという解釈論争があるが、9条2項で一切の戦力と交戦権を否定しているから、結論的には一切の戦争を否定するという解釈しかない。実際、政府も当初はこのように解釈していた。

憲法9条と前文の平和的生存権とを巡る注目すべき裁判が2つあった。1973年の長沼事件札幌地裁判決は平和的生存権を裁判規範となりうる権利として承認し、自衛隊は9条2項の「戦力」にあたり違憲であると判断した。その後の札幌高裁と最高裁で原告逆転敗訴となったが、自衛隊については憲法判断が回避されただけで合憲と認められてはいない。また、自衛隊イラク派兵差止名古屋訴訟の高裁判決では差止請求は却下されたが平和的生存権の具体的権利性は認められている。

そして松原さんは自民党の新憲法草案(2005.10)と日本国憲法改正草案(2012.4)の平和と人権に関する条文案を現行憲法と比較して、①前文から「平和的生存権」がなくなっている、②戦争の放棄ではなく、軍事的安全保障、さらに集団的自衛権を指向している、③国民の権利よりも国民の責務を重視している、④近代立憲主義の「憲法は権力者に対する国民の命令」から真逆の国から国民への命令となっている、という重大な問題点を指摘しました。

最後に、1945年のユネスコ憲章の前文を引用し、平和的生存権の重要性を訴えて、松原さんの講演は終わりました。その後、20分足らずでしたが、聴衆から質問、コメント、大阪での九条の会の取組、などの発言が活発になされました。